

J.ベンサム『パノプティコン』再考

小松佳代子

I.課題設定

ベンサムのパノプティコンがよく知られるようになったのは、周知の通りフーコーの『監視と処罰』を通してである。フーコーは、「個人化をおこなう配分 (distributions individualisantes)」であり、監視および取締りの深くゆきとどいた組織化であり、権力の強化と細分化である」ような、「規律・訓練の図式」を体現する「建築学的な形象」としてパノプティコンを位置づけている¹⁾。パノプティコンを規律・訓練という近代に特有の権力形式をモデル的に表象するものとした、このフーコーの議論に即して、ベンサムのパノプティコンもこれまで理解してきた。だが、規律・訓練を本来《反=法律》だとして、「社会の法律的構造」という形式上の枠組みの裏面において、「事実上の権力機構を機能させていた」とみなすフーコーが、なにゆえ立法論者であるベンサムを参照するのか。フーコーは、契約を基礎とする「法律中心の自由の下層土壤」に、「現実的で身体本位の」規律・訓練があるとし、この理解に基づいて、パノプティコンを「強制権の、普遍的に広まった技術方式を組み立て」るものとみなす²⁾。立法論者ベンサムは、法律の議論を形式的議論として、それとは別に事実上の権力装置としてパノプティコンを考えていたわけでは決してない。むしろ「社会の法律的構造」のただ中で規律・訓練権力がどのように機能するかも含めてパノプティコンを構想していたと考えられる。

パノプティコンをいったんフーコーの議論から引き離し、ベンサムのテクストそのもの

に降り立つことによって、パノプティコンがいかなる意味で近代に特有な権力形式として社会の統治を機能させるかを明らかにすること、それが本稿の課題である。ただし、フーコーが「ベンサムの憲法や権力に関する理論を無視あるいは誤解しているながら、パノプティコンを近代世界における従属化(subjugation)の理想的装置の原型として持ち上げる」³⁾ことを批判するシンプルのように、フーコーの議論が歴史的事実に即していないイデオロギー的なものだと断罪しようとするものではない。ベンサムの議論に降り立つことによって、フーコー自身が明らかにしようとした近代的統治が実質的に作動するメカニズムも明らかになると考える。

II.監獄改良運動とパノプティコン

フーコーの『監視と処罰』においては、規律・訓練は、古い君主権に基盤を持つ身体刑、あるいは改革的な法学者たちが示した刑罰の表象によって市民への教育 (classes civiques) となるような公開刑に代わって、18世紀末以降圧倒的になる身体への良き訓育を目指した監獄のしくみを示すものとして位置づけられている⁴⁾。このようなフーコーの議論の影響の下に、ベンサムのパノプティコンは、行刑史研究において18世紀末の監獄改良運動の文脈の中で理解してきた。

例えばイグナチエフは、18世紀における公開処刑や鞭打ち、あるいは晒し台 (pillory) において恥を与えるような刑罰が、J.ハワードの『監獄事情』(1777)⁵⁾などを起点とした監獄改良運動を通して、犯罪者の矯正を目指した懲

治監獄（Penitentiary House）へと変わっていく動きの中に、ベンサムの思想を位置づけている⁶⁾。またセンブルは、「ベンサムの監獄とハワードの懲治監獄は同じ思想的雰囲気の産物である」と述べている⁷⁾。そこで焦点が当たられるのは、何よりも犯罪者の矯正可能性という点である。イグナチエフが論じているように、ハワードとベンサムはともに犯罪者の矯正不可能性を否定していた⁸⁾。だがハートリー・ロックの唯物論の影響を受けて、犯罪は原罪によるのではなく、「不適切な計算(improper calculation)」によるのだというベンサムが、「快楽を求める本能を正しく社会化することによって人間は改良できる」とするのに対し、ハワードは、「罪の意識を呼び起こすことによって」人間を変えようとする⁹⁾。「孤独と沈黙とはよく人を反省に導くものであって、これにより犯罪者はよく改悛(repentance)せしめられるであろう」¹⁰⁾。ハワードのこの考え方には、ベンサムにも影響を与えたとされるJ.ハンウェイ¹¹⁾にも共有され、このような罪の意識による人間の矯正可能性を根拠として、監獄改良家たちは、孤独の中で改悛を引き出すために独居拘禁(solitary confinement)を信奉していた。例えばハンウェイは次のように述べている。「苦悩(affliction)は、改悛(repentance)にとって最も確かな支持者である。独居(solitude)は、罪の意識から起ころてくる苦悩を生み出すものである。そしてこれなくしてどんな改心(amendment)が期待できようか」¹²⁾。

先に見たように、フーコーが規律・訓練の図式として「個人化をおこなう配分」という点を強調したために、ベンサムのパノプティコンもまた、独房システムであるところに特徴があるという理解がなされたりする。「ベンサムが考案したパノプティコンは「独房」の集態である。パノプティコンが独房であることには、何か必然性があったのだろうか?パノプティコンにおいては、独房の間の側壁が、同輩同士の交信を完全に遮断する。また、独

房は、逆光線の働きによって、その内部の人間が光のなかにその姿を現さざるをえないよう建築されている。これらの特徴は、パノプティコンを通じて作動する権力が、収監者を、常に、不可避に、個人という資格において対象化しようとしていることを、示しているだろう」¹³⁾。確かにベンサムは、収監者を「個人という資格において対象化」しようとしている。しかしそれは、以下のような「生徒のパラドクス(student's paradox)」というメタファーのもとである。「我々の囚人(こう呼ぶ方が短いので取容されている人々を便宜的にそう呼んでおこう)の状態に、あなたは新しい形で認識される、スチューデンツ・パラドクス(student's paradox)、すなわち一人でいる時と同様に一人である(nunquam minus solus quam cum solus)」という状態を見るだろう。つまり彼らは管理者(keeper)にとっては、群衆(crowd)ではないにせよ、大勢(multitude)であるのだが、彼ら自身にとっては、彼らは孤立し隔離された諸個人なのである」(傍点原文イタリック・以下同様)[47]¹⁴⁾。これは、管理する側は大勢をまるごと扱うのだが、管理される側にはその管理が個別的に機能するというパラドクスである。個人として対象化することは、独房によってのみ可能になるわけではないのである。

ベンサムは、『パノプティコン』(1791)の本文では懲治監獄のプランにおいて独房を採用している[40]が、5年後に書かれた補遺では、この独房システムを破棄して一つのセルに2~4人を入れるとしている[71]。前述したように、ベンサムは犯罪者の改悛ということを問題にしていない。そもそもベンサムは、人間の行為のみが存在しており、内的な性向(disposition)などというものは、「虚構物(fictitious entity)」に過ぎないと見なしていた¹⁵⁾。犯罪者の道徳的改良がなされたかどうかはそれゆえ、犯罪者の労働という行為によって測られるしかなく、その意味においても、ベンサムにとっては監獄あるいは救貧施設に

おける強制労働は是非とも必要なものとなる。ベンサムのパノプティコンの構想は、独房制による改悛を推し進めようとしていた、当時の監獄改良運動の文脈から全くはずれるものであったのである。

さらにもう一点、監獄改良運動の動きに反する特質をパノプティコンは持っていた。請負制 (contract system) である。以下に見るようすに、ベンサムは懲治監獄も、そしてパノプティコンのしくみを取り入れた救貧施設¹⁶⁾も、私的経営体として運営されることを重要なポイントとしていた。当時の監獄改良運動は、典獄の恣意的経営によって、酒類の販売や賭け事が横行し、また手数料の不当な要求によって、刑期が終わっても留置され続ける囚人が多くいるなどといった数々の問題点を指摘したハワードに触発されて¹⁷⁾、監獄を政府による公的管理の下に置こうとしていた。請負制を取るパノプティコンはこの点においても、当時の動きに全く反する。だがしかし、この請負制こそ、ベンサムの施設経営論において中心をなす議論なのである。このような当時の監獄改良運動との異同を念頭において、ベンサムの『パノプティコン』を以下で読み直していきたい。

III. 監視の内面化という問題

パノプティコンの仕組みについては、フーコーの『監視と処罰』によってよく知られているが、ここではベンサムの叙述に沿って今一度跡づけてみたい。

ベンサムは言う。「この計画の本質は、監視者のいる場所が中央部分だということである。そしてそれは、見られずに見る (*seeing without being seen*) ための、最も効果的なよく知られた仕組みと結びついている」[44]。収容者が閉じこめられているセルが建物の円周をなし、光はそこから中央の監視塔に至るという仕組みによって、監視者の側からは光に照らされた収容者の姿をはっきりと見ること

ができる。それに対して、監視塔の窓にはブラインドがつけられ、塔の中には光の貫通を防ぐ仕切りが設けられることによって、監視者の姿は収容者の側からは見えない[41]。これが「見られずに見る」という仕組みである。

この仕組みによって、収容者には監視者がいつ監視塔にいて自分を監視しているかわからなくなる。それゆえに、「監視されている人は常に自分が監視下にあると感じ、少なくともそうである可能性が非常に高い位置に自分がいることを感じる」[44]のである。常に自分が監視下にあると感じることによって、監視の視線が内面化される。だがベンサムは、この監視の内面化が「唯一の重要点であるわけではない」として次のように述べる。「重要なことはまた、できるだけ長時間各人が実際に監視下にある (actually *be under inspection*) ということだ」[44]。監視の内面化は、単に光線の仕組みによって生み出されるわけではない。実際に長時間監視下に置かれることが、収容者の行動を律していく。多数の収容者が一度に見渡せる円形の建築形態と「見られずに見る」という仕組みによって、「監視者が実際にいる」ということ (*real presence*) が非常に容易であるということと結びついた、監視者の見かけの遍在性 (*apparent omnipresence*)」[45]が生み出されるのである。

このように、「監視者の見かけの遍在性」を生み出しつつ、常に監視されているという意識を収容者に植えつける装置がパノプティコンである。収容者のこうした意識を生み出すことによって、不正が防止され、その施設の秩序は保たれる。ここにおいて、何ら強圧的な手段に訴えずとも、一人の監視者が非常に多くの収容者を監視することが容易になる。このようなよく知られたパノプティコンの仕組みは、だがしかし、規律・訓練的な権力を体現するものとしてパノプティコンを位置づけたフーコーに影響された理解に過ぎない¹⁸⁾。

フーコーは言う。「ある現実的な服従強制 (Un assujettissement réel) が虚構の関係 (une

relation fictive) から機械的に生じる。したがって、受刑者に善行を、狂人に穏やかさを、労働者に仕事を、生徒に熱心さを、病人に処方の厳守を強制しようとして暴力的手段に訴える必要はない」¹⁹⁾。フーコーに触発された先行研究は、パノプティコンの本質をこうした「監視者の見かけの遍在性」というフィクショナルなものによって、現実の秩序維持がなされる点に着目してきた。「パノプティコンについての著作の主要点は、ある一定の現実一パノプティコンに基づく監獄一が、全く現実でない何ものか、つまり想像上の非存在物 (an imaginary non-entity) によって、その現実の存在が支えられているということにある」²⁰⁾。だが、この点を強調しすぎると、「見かけの遍在性」そのものが、上で見たように「監視者が実際にいるということ」を容易にする実在する仕掛けによって支えられていることが見落とされてしまう。そもそもベンサムは、自然法や社会契約といったフィクションによって法を基礎づけるブラックストーンの議論を批判することから、その立法改革思想を展開している。ベンサムは、フィクショナルなものによって法が支えられていることを暴き出し、快苦という実在物 (real entities) に基づけられた社会を構築しようとしていたのである²¹⁾。フーコーを通してのみベンサムを捉えると、そうした基礎的事柄を見落してしまう。

このような立法改革論も含めてベンサムの社会統治論全体の中にパノプティコンを位置づけてみると、それを視線の不均衡による監視装置としてのみ捉えるだけでは不十分だということがわかつてくる。前節でも見たように、そもそも、人間の内的な性向を虚構物と見なすベンサムが、監視されているという意識によって秩序ある行動を導きだそうとしたとは考えにくい。ベンサムの論理に従えば、そのような意識は秩序ある行動によって事後的に想定されるしかないということになるはずである。繰り返し述べているように、ベン

サムにとって人々の行動を導くのは快と苦のみであり、そのような人間観に基づいて『パノプティコン』を捉え直してみる必要がある。それは、フーコーが強調した監視の内面化による秩序維持がどのような機制のもとに可能になるかを検討することでもある。

永井義雄が指摘しているように、「『パノプティコン』(1787年執筆、1791年刊行) は、刑務所をはじめとする多数者収容施設の管理原理であるが、同時に刑務所の民営化の原理でもある」のであり、パノプティコンとそれを取り入れた勤労院を統括する全国慈善会社の二つの計画は、「犯罪者矯正と生活困窮者扶助というこれら二つの部門に市場原理を導入しようという試みであった」²²⁾。ベンサムにとって、収容者の秩序ある行為を導き出し、個々の施設の秩序を維持するためにも、施設経営のあり方が重要であった。それが請負制という方法であった。

IV. 請負制による施設経営論

ベンサムはパノプティコンを次のような二つの主たる特徴のもとに構想していたとL.J.ヒュームは指摘している。一つは、言うまでもなく「建物の立地、デザイン、構成といった配置によって」パノプティコン原理を精緻化すること。そしてもう一つは、監督委員会を通した政府による監獄の管理に代えて、請負業者に監獄経営を任せることである²³⁾。しかもベンサムは、自らがこの監獄経営を請け負うことを考えていた²⁴⁾。しかし、ハワードの『監獄事情』が請負制監獄のひどい状況を明らかにして以降、当時の監獄改良運動はむしろ請負制を廃止し、監獄を公的管理の下に置こうという方向に流れていた。ベンサムのパノプティコンが議会に拒否されたのは、監獄を請負業者に委ねるというこの特徴ゆえにであったとも言われている²⁵⁾。ベンサムはなにゆえに請負制にこだわったのか。

『パノプティコン』の補遺第2部において、

ベンサムは、監獄の経営 (management) において、信託制 (trust-management) と請負制 (contract-management) を対比して論じている²⁶⁾。それは、1779年に成立した懲治院法 (Penitentiary Act, 19Geo III ch.74) が信託制でしかも理事会経営方式 (Board-management) を押し出しているのに対して、請負制の利点を主張するという形になっている。ブラックストーンとW.イーデンによって起草された、この1779年懲治院法は、アメリカの独立によって流刑地を失ったことから、流刑に代えて独房と強制労働、そして厳格な規律・訓練とによって囚人の矯正を図るため、ロンドンに国立の懲治監獄を二つ建設しようとしたものである²⁷⁾。ベンサムは懲治院法の目的について、次のように述べる。「利益と義務とを結びつけることが、その法が目的とすると明言しているところのものである」²⁸⁾ [125]。「利益と義務との結びつき」というのは、全国慈善会社が統括する勤労院経営の原理にもなっており、ベンサムの構想する施設経営における重要なファクターになっていく²⁹⁾。ベンサムは、懲治院法においては、この結びつきが不徹底であるという。なぜなら、懲治院法に従えば、院長 (governor) は収益が上がればその分自らの利益にできるが、損失については責任を負わないし、収益のすべてが運営者の利益になるわけではない[125]。経営の全責任は、国王が指名した三人のジェントルマン³⁰⁾からなる委員会にあり、院長はその操り人形にすぎないというのである[126]。そもそも、収益が上がろうが損失が出ようが、彼らには一定の給料を支払われる。「給料というのは、その語の通常の意味に従えば・・・利益と義務の結びつき強めるどころか、それを弱める」 [129]と考えるベンサムにとって、信託制は非常に拙い経営形態だということになる。

それに対してベンサムが推奨する請負制は、信託制のあらゆる欠点を逃れているとされる。「経済性 (Economy) が主要な目的であるべきだ」 [128]と主張するベンサムにとって請負制

は、この経済性を追求するためには最も優れた経営形態なのである。「経済性に対する二つの大きな敵は、公金費消 (peculation) と怠慢 (negligence) である。信託制は、両方に開かれているが、請負制は、両者に対して扉を閉ざしている」 [127]。「請負制の保護の下にあるとき、それに代わって人間の力でそれ以上のことができるだろうか」 [127]。「経済性にとっては、請負制の計画がもっとも好ましい」 [128]。このような請負制を支えるのが、賞罰と公開性の原理である。賞罰とは、経営者が収益を上げれば、それは報償の形をとって経営者当人のものになり、損失を出せばそれはまた当人の責任になるということである[127-8]。公開性の原理は、個々の監獄経営者は、その経営状態を常に公開しなければならないということを意味する。「人間自然 (human nature) は、拙い経営や損失が有名になってしまった状態で長く続けていくことはできない」 [128]から、こうした公開性は、私的経営が堕落するのを十分防ぐことができる³¹⁾。

そして、重要なのはベンサムが次のように述べていることである。「公衆 (the public) が彼の収支決算 (account) を見ることができるよう、その人は自ら収支決算を調べなければならない」 [128]。公開されたときに、非難を浴びないように自らの経営を点検すること、この構図は、上で見た収容者が監視の視線を内面化して自らの行動を律することと何ら変わりはない。ベンサムは、パノプティコンの利点として、「下級の管理者あるいは監視者や、あらゆる類の従者や部下が、管理や監視の長に対して、囚人やその他の統治されるべき人々と同じ反抗できない監督下に置かれること」を挙げているが[45]、管理や監視の長その人の行状もまた、「世間という法廷」 [46]に対して開かれていなければならないのである。収容者は監視者の視線を、下級の管理者は上級の管理者の視線を、そして、個々の施設の経営者は、世間の公衆の視線を内面化すると

いう構図をベンサムは考えていた。ただし、先に論じたように、監視の視線の内面化がそのまま秩序ある行動を生み出すことを保証するわけではない。「金銭的な利益への顧慮は、多かれ少なかれ全ての人において目覚めている」[128]とするベンサムにとって、それを保証するのは、個々の収容者・下級管理者、あるいは施設経営者の利益追求である。その意味で請負制は、公開性の原理のもとで、公衆の視線を内面化して自らの行動を律するよう個人の経営者を動機づけていく実質的な基礎づけだったと言えよう。

このように監獄の民営化とは、個々の監獄経営者が自らの利益を追求することが、その監獄の機能を十全に働かせることに結びつくような仕組みを作ることであった。そして、それは、個々の施設において収容者一人一人が有用な働きをすることが、個々の施設の機能を十全に働かせることを同時に意味するような仕組みと、まったく同様である。

フーコーがパノプティコンに見たのは、このような「まったく別種の経済 (*économie*) に属する、基本的な権力技術の出現」³²⁾ のである。フーコーは、パノプティコンを監視装置としてのみ捉えていたわけではない。フーコーがそこに見たのは、新しい監視の仕組みに体现されている新たな統治実践であるはずである³³⁾。すなわち個々の有用さを最大限發揮させること、それが發揮されればされるほど、権力が十全に機能するような仕組みによる統治である。フーコーは、次のように述べている。「一言でいえば、規律・訓練とは、さまざまな多様性の有用な偉大きさを増大可能にする、また反面、その多様性をまさしく有用にするため、それを支配しなければならない権力にともなう障害を減少可能にする、そうした技術上の小さい発案の総体である」³⁴⁾。パノプティコンとは、こうした仕組みに個々の力を組み入れていく仕掛けなのである。それをフーコーは「全く別種の経済に属する」権力技術だと言う。確かに、ベンサムは信託制

を重商主義的な規制と重ね合わせて批判している[134]。だが、だからと言って請負制は自由放任の原理に貫かれていると短絡するわけにはいかない。個々の契約者の自由な利益追求が、全体としての秩序維持に連接していく。そのようなエコノミー³⁵⁾ を存立させるものとして、パノプティコンはフーコーの権力論の中に組み入れられているのである。このような新しい権力のエコノミーこそ、ベンサムの社会統治論の特質だと言えよう。

V. パノプティコンに基づく社会形成

見てきたように、パノプティコンとは個々の力を全体へと組み入れる新しい権力のエコノミーを体現するものであり、それこそがベンサムの社会統治論の特質と言うことができる。だが、個々の施設経営の仕組みが社会統治の仕組みにどうつながっていくか、この点はまだ明らかになっていない。

フーコーはこの点について次のように論じている。「パノプティコンは一般化が可能な作用モデルとして理解されなければならない。人間の日常生活と権力との諸関係を規定する一つの方法として、である」³⁶⁾。パノプティコンは、「悪徳の矯正」や「生活不能者の扶養」「怠惰な者の雇用」など、様々な目的に対応し得る原理として位置づけられ、それゆえその作用モデルは、監獄のみならず、工場・病院・ワークハウス・学校などに適用され得る。だが、パノプティコンが「一般化可能な作用モデル」であることは、それがさまざまな施設に適用可能であるということのみを意味しているわけではない。フーコーはまた、パノプティコンについて次のようにも述べている。「事実それは、あらゆる特定の用途から切り離しうる、しかもそうすべき、政治技術論上的一つの形象なのである」³⁷⁾。パノプティコンを、特定の用途から切り離さるべき「権力の技法 (*technologie de pouvoir*)」³⁸⁾ と見なすことで、フーコーは、個々の施設経営が社会全体

の統治へと結びつく道筋をつけようとする。「強権と学識を誇る高い塔を中心とした透明で円形の名高い檻のなかに、規律・訓練の完璧な制度を映し出すことが、ベンサムにはおそらく問題であるにちがいない。だが、いかにして、規律・訓練を《閉じこめの外に出して》、それを社会全体のなかで、広く多様に多価値的に機能させうるかを示すこともまた重要である」³⁹⁾。このような、個々の施設における規律・訓練から「規律・訓練的な社会(société disciplinaire)」⁴⁰⁾の形成への展開はどのようにになされるのか。フーコーは、①規律・訓練の機能面の逆転、②規律・訓練の諸機構の分散移転、③規律・訓練の諸機構の国家管理という三点から論じている⁴¹⁾。

①規律・訓練の機能面の逆転とは、規律・訓練が犯罪や怠惰といった施設経営にとっての「危険の消去」から、前項で述べたように「もろもろの力をあるエコノミーの中へ組み入れ」、「役立つ個人をつくりだす」という、より積極的な機能を果たすようになることを意味している。このことによって、「規律・訓練は社会の片隅でのその周辺的な地位から脱し」、「社会のより重要な、より中心部の、より生産的な部門に定着する傾向をおびる」とフーコーは述べる。②規律・訓練の諸機構の分散移転とは、例えば学校が子どもの教育だけでなく、その両親の生活様式へも監視の目を向けることや、病院が、患者だけでなくその地域の住民の健康管理や衛生状態へと医療的監視の目を広げていくことなど、いったん制度へと閉じこめられた規律・訓練が再び社会へと環流していくことを指している⁴²⁾。③規律・訓練の諸機構の国家管理とは、「各種の閉ざされた規律・訓練施設(仕事場、軍隊、学校)のあいだに媒介的な網目をひろげて、それら施設が介入しえない場所で作用し、非規律・訓練的な空間を規律・訓練化する」、「高次の規律・訓練(méta-discipline)」としてのポリスの仕組みのことである。それは、個々の施設では対応しきれない「組織間隙的

な」問題にまで介入することで、社会全体の規律・訓練化を推し進める。このような働きは、フランスにおいてはポリスが果たしたが、イギリスにおいては「宗教に鼓舞された私的団体」によって果たされたとフーコーは述べている⁴³⁾。

このように、有用な個人をつくりだし、取り締まる対象を広げ、さらに個々の施設が取りこぼす問題もポリスの仕組みによってすくい上げることによって、個々の施設における規律・訓練は社会全体の規律・訓練化へと展開する。パノプティコン原理に基づく個々の施設がネットワーク化し、規律・訓練的社会が形成されるというイメージである。

ベンサムもまた、さまざまな施設にパノプティコン原理を適用した場合について論じ、刑期を終えた囚人のための補助的施設(subsidiary establishment)を設立することも考えている。ベンサムの構想では、囚人は、軍隊に入隊するか、彼の良き行いについて保証金を50ポンド支払う約束をしてくれる責任ある人物を見つけなければ釈放されない。この要件を満たさなかった囚人は、補助施設に収容されるのである。それは、やはりパノプティコン原理に基づく建物で運営され、その経営者は、パノプティコンに基づく懲治監獄の経営者が最も適しているとされる。経営者にとって囚人は監獄経営のための労働力であり、その囚人が不足した場合のためにも、経営者は刑期が終わった囚人を補助施設に留め置く価値があるというのである[166]。

しかし、個々の施設がネットワーク化することによって規律・訓練的な社会が形成されるという場合、そのネットワークは何によって担保されるのか。フーコーはポリスの実践を念頭に置くことによってこの問題を解決した。ベンサムもまた、統治をるべきように働く布署をつくるのが「ポリスの予防的領域」だと述べている⁴⁴⁾。だがだからといって、「規律・訓練の諸機構の国家管理」をベンサムもまた目指していたというわけにはいか

ない。前述したように、ベンサムは監獄の国家管理を目指そうとする当時の監獄改良運動の流れに抗して、請負制にこだわっていたからである。ベンサムのパノプティコン論の重要な側面である個々の施設経営者の利益追求という点が、フーコーの議論からはすっぽりと抜け落ちてしまっている。そのために、フーコーに依拠すると、個々の施設の監視システムが、社会全体というマクロなレベルにおいて機能する仕方は、見てきたような個々の施設の規律・訓練機能のネットワーク化という視点からしか捉えられない。

前節で論じたように、ベンサムは個々の施設における収容者、あるいは下級の管理者を管理するシステムと、請負業者による経営システムとを同型性のもとに捉えていた。個々の経営者が自らの利益を目指して施設経営を行うのと同様に、個々の収容者や下級の管理者も自らの利益を目指して施設における自らの義務を果たすことで個々の施設管理は円滑に行われる⁴⁵⁾。その同型性は社会の統治においても貫かれ、個々の施設経営者が自らの利益を追求することが、そのまま社会の秩序維持になるような仕組み、請負制にこだわったベンサムが作ろうとしていた社会統治とはそのようなものであったのではないだろうか⁴⁶⁾。『民法刑法の理論』に収められたパノプティコン論は、「中央監視と請負制によって統治の新しい道具 (un nouvel instrument de gouvernement) が創られ」ることを指摘した後、次のような文言でしめくくられている。「パノプティコンという手段によって、たった一人の私利を求める慎重さが成功の最良の担保になる。まったく別の体制では、大多数の誠実さがそうはならないであろう」⁴⁷⁾。フーコーが描き出そうとした規律・訓練的な社会もまた、そのような個人の自由な利益追求が社会の統治へと連接してしまう、そういう社会であったはずである。

[付記] 本稿は、山口真里さん（駿河台大学非

常勤講師）との読書会での議論に多くを負っています。貴重な史料の提供も含めて、山口さんに記して謝意を示したいと思います。また本稿は、日本公益（功利）主義学会第5回大会での発表「J.ベンサムの社会統治論と教育」（2002年7月6日大阪歯科大学）の一部に加筆したものです。

注

- 1) Foucault, M., *Surveiller et punir : Naissance de la prison*, Gallimard, 1975, pp.200-201, 田村倣訳『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社1977, 200-202頁
- 2) *ibid.*, p.224,222頁
- 3) Semple, J., Foucault and Bentham: A Defence of Panopticism, *Utilitas*, Vol.4, No.1, 1992, p.106
- 4) Foucault, *op.cit.*, Chap.2
- 5) Howard, J., *The State of the Prisons in England and Wales with Preliminary Observations, and an Account of Some Foreign Prisons*, Routledge/Thoemmes Press, 2000, 湯浅猪平訳『監獄事情』矯正協会1972, 川北稔・森本真美訳『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波文庫1994
- 6) Ignatieff, M., *A Just Measure of Pain : The Penitentiary in the Industrial Revolution, 1750-1850*, Penguin Books, 1989 (1st. ed., 1978) , Chap.3
- 7) Semple, *Bentham's Prison : A Study of the Panopticon Penitentiary*, Clarendon Press, 1993, p.62
- 8) ただしエヴァンズは、ベンサムがハワードと同様に道徳的矯正を信じていたということもできるが、「全体としてはそれを否定していたと思われる」と述べ、「ベンサムの懲治監獄に対する考え方は一貫していない」としている (Evans, R., *The Fabrication of Virtue : English Prison Architecture, 1750-1840*, Cambridge U.P., 1982, pp.215-216)。
- 9) Ignatieff, *op.cit.*, pp.66-67
- 10) Howard, *op.cit.*, p. 43, 『監獄事情』35頁。
- 11) Semple, *op.cit.*, 1993, p.84, ハンウェイは、ロンドン捨て子養育院 (The London Foundling Hospital) の理事として捨て子待遇の改善に尽力した博愛主義者である。ハンウェイの捨て子待遇をめぐる活動については、山口真里「18世紀イングランドの捨て子待遇における「家族」と「教育」—ファウンドリング・ホスピタルからハンウェイ法へ—」(『日本の教育史学』第43集 2000) 参照。
- 12) Hanway, *Solitude in Imprisonment*, 1776, p.42。監獄改良家たちが、独房を推奨したのは他に、収容者たちを脅迫や暴力、また性的暴行などから守るために、若者が常習犯と一緒にになって墮落するのを

- 防ぐためであった (Semple, *op.cit.*, 1993, p.79-80)。
- 13) 大澤真幸『性愛と資本主義』青土社1996, 128頁。
- 14) Bentham, J., *Panopticon; or the Inspection-House & C.*, Bowring ed., *The Works of Jeremy Bentham*, vol.IV, 1962, 永井義雄『ベンサム』人類の知的遺産 44, 1982に一部訳出されている。以下、本稿での []内の数字は、Bowring版全集の頁数を指す。ベンサムの『パノプティコン』は、1786年の日付でロシアのクリーチェフから友人のウィルソン (George Wilson) に宛てた手紙で構成されている。だが、その4倍もの長さの補遺 I II がその5年後に出される。セントブルは、パノプティコンの「手紙」の部分だけ読んでいると「重大な誤解に至る」として、手紙での構想を大幅に変更した補遺も含めてパノプティコンを理解することが必要であると述べている (Semple, *op.cit.*, 1993, p.111)。
- 15) 『道徳と立法の原理序説』においてベンサムは、「性向というのは、議論するのに便利なようにでっち上げられた一種の虚構物である」と述べている (Bentham, J., *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Burns, J.H. & Hart, H.A.L., ed., *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Clarendon Press, 1996[以下IPMLと略記], p.125, cf. Semple, *ibid.*, 1993, p.93)。それゆえ性向の善し悪しは、その結果によって判断されるとベンサムは述べている (Bentham, *ibid.*)。この点については、拙稿「J.ベンサム「クレストマティア学校」の構図(2) —モニトリアル・システムの適用—」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第25号 1999) 24-26頁参照。
- 16) パノプティコンを取り入れた救貧施設については、拙稿「J.ベンサムのNational Charity Company 構想—功利・慈善・教育—」『流通経済大学論集』vol.36, No.3, 2002参照。
- 17) ハワード『監獄事情』第2章参照。18世紀の監獄の内情については、Webb, S.&B., *English Prisons under Local Government*, Longman, 1922, pp.18-31, また特に手数料をめぐる囚人と典獄との対立については、栗田和典「「統治しがたい」囚人たち—1720年代のロンドン・フリート債務者監獄—」(『史学雑誌』第105編第8号 1996) 参照。但し、ドレイシーは、監獄史家たちは、ハワードに導かれて18世紀の典獄の金銭ずくの腐敗を誇張しているが、それはロンドンを中心とした偏った史料にのみ基づいた見方だと批判している (Delacy, M., *Prison Reform in Lancashire, 1700-1850 : A Study in Local Administration*, Stanford U.P., 1986)。
- 18) 筆者自身、以前はパノプティコンの本質をこのような監視の内面化に見ていた (拙稿(児美川佳代子)「J.ベンサム「クレストマティア学校」の構図(1) —パノプティコン原理による学校管理—」東京大 学教育学部教育哲学・教育史研究室『研究室紀要』第18号1992)。
- 19) Foucault, *op.cit.*, p.204, 204頁
- 20) Božovič, M., *Jeremy Bentham : The Panopticon Writings*, Verso, 1995, Introduction, p.2, また次のような指摘もある。「パノプティコンの監視塔の内部が見えていないということは、そこに監視者がいるかいないかは不確実だということである。ところが、この完全な不確実性（偶有性）が、確実性（必然性）として機能してしまうのである」(大澤真幸 前掲書 138頁)。
- 21) Bender, J., *Imaging the Penitentiary : Fiction and the Architecture of Mind in Eighteenth-Century England*, Univ. of Chicago Press, 1987, p.213
- 22) 永井義雄『自由と調和を求めて—ベンサム時代の政治・経済思想』ミネルヴァ書房 2000, 57頁 重森臣広「ベンサムの救貧事業論—その営利化と規律主義をめぐって—」中央大学法学会『法学新報』第107巻第3・4号 2000も同様の指摘をしている。
- 23) Hume, L.J., Bentham's Panopticon : An Administrative History I, *Historical Studies*, vol.15, No.61, 1973, p.706
- 24) *ibid.*, Himmelfarb, G., The Haunted House of Jeremy Bentham, in ; *Victorian Minds : A Study of Intellectuals in Crisis and Ideologies in Transition*, Elephant paperbacks, 1995, p.58
- 25) Cooper, R.A., Jeremy Bentham, Elizabeth Fry, and English Prison Reform, *Journal of History of Ideas*, vol.42, No.4, 1981, p.680
- 26) デュモンがベンサムの草稿に基づいて編纂した『民法刑法の理論』に収められたパノプティコン論においても、同様に両者が対比され、それぞれ次のように説明されている。「請負制とは、政府と掛け合い、囚人をこれこれの頭数引き受け、親方が徒弟に対してなすように、囚人の時間と勤労を自分の個人的利益に充てる人による管理であり、信託制とは、施設の費用を公費でまかない、囚人の労働生産物を国庫に組み入れる一個人あるいは委員会による管理である」(*Traité de législation civile et pénale ouvrage extrait des manuscrits de M.Jérémie Bentham, par Ét Dumont, 3ème ed., Tome III*, Paris, 1830[以下TLと略記], pp.22-23, 長谷川正安訳『民事および刑事立法論』勁草書房1998, 727-728頁)。
- 27) Igratoeff, *op.cit.*, p.47, Beatie, J.M., *Crime and the Courts in England, 1660-1800*, Princeton U.P., 1986, p.575, これは実現しなかったが、その後地方の懲治監獄建設における概念モデルになったという (Bender, *op.cit.*, p.26)。この法案の内容についてはまた、三宅孝之『近代刑罰法制の確立—刑事施設と拘禁刑—』(大学教育出版2001) 18-24頁参照。

- 28) ベンサムが参照指示している第18条では、院長や監督者の給料が、個々の懲治院でなされた労働からあがる利益によって賄われる場合について述べられたあと、次のような文言が続いている。「そうすれば、個々の院長や監督者が自らの保護と指示の下にあるすべての人を常に有益な形で雇用されるようになることが、義務であると同時に彼らの利益になることがわかるだろう」(傍点引用者/19GeoIII Ch.74 § 18)。
- 29) ベンサムは、「利益と義務の結びつき」というこの原理をあらゆる法が執行される際依拠すべき重要な原理として位置づけている (Bentham, J., *A View of the Hard-Labour Bill*, Bowring ed., *The Works of Jeremy Bentham*, vol.IV, Russell & Russell, 1962, p.12)。cf.Semple, J., *op.cit.*, 1993, p.43
- 30) 当初、John Howard, John Fothergill, George Whatleyの3人であったが、1781年までにThomas Bowdler, Gilbert Elliot, Charles Bunburyに代わったという (Semple, *ibid.*, 1993 p.45)。 Hawardは、ホットリとの意見対立によって監督者の職を突然辞任し、そのことが結果として懲治院建設設計画それ自体を頓挫させたという (森本真美「『聖者』の執心—新興ジェントルマン、ジョン・ハワード」山本正編『ジェントルマンであること—その変容とイギリス近代—』刀水書房2000, 120頁)。L.J.ヒュームは、戦費のための資金不足によってこの計画は停滞したのだと述べている (Hume, *op.cit.*, p.705)。
- 31) ベンサムはまた、次のようにも言う。「最も考慮されるべき動機は、その影響がもっとも強力で、もっとも持続的で、もっとも統一的で、もっとも一般的な動機である。この動機は最大の公開性によって修正される、個人的利益である」(Bentham, TL, p.31, 732頁)
- 32) Foucault, *op.cit.*, p.221, 219頁
- 33) ドゥルーズは、フーコーの『監視と処罰』についての論文において、次のように述べている。「パノプティコンの抽象的な定式化は、もはや「見られるこなしに見る」ではなく、何らかの人間的多様体に何らかのふるまいを押しつけることである」(Deleuze, G., *Foucault*, Minuit, 1986, p.41, 宇野邦一訳『フーコー』河出書房新社1987, 57頁)。ドゥルーズは、このようなパノプティコンのありようをフーコーがダイアグラム (diagramme) と呼んだことに着目している。新たな統治実践とはまさに新しいダイアグラムの形成なのである。
- 34) Foucault, *op.cit.*, p.222, 220頁
- 35) *Oxford English Dictionary* のeconomyの項には、「何らかの複雑な統一体の組織 (organization)、内的構成 (internal constitution)、機能の割当て (apportionment of functions)」という意味が示されている。また、渡辺守章は、フーコーの言う économieという語を「部分を全体の内部に構造的に配分・配置する作業」と理解している (『性の歴史 I』「訳者あとがき」213-214頁)。このようなエコノミー概念については、早尾貴紀「従軍慰安婦」問題における暴力のエコノミー」(『現代思想』1999年6月) 参照。
- 36) Foucault, *op.cit.*, pp.206-207, 207頁
- 37) *ibid.*, p.207, 207頁。
- 38) フーコーは、ミシェル・ペロー、ジャン=ピ埃尔・バルーとの鼎談で、次のように述べている。「ベンサムは、パノプティコンによって、監獄、学校あるいは病院の問題といったある明確な問題を解決するための建築形態を考えただけというわけではないのです。…彼はまさに監視の諸問題を解決するための権力の技法 (technologie de pouvoir) を見いだしたのです」(L'œil du pouvoir, in ; *Le Panoptique*, Belfond, 1977, p.11, 伊藤晃訳「権力の眼—『パノプティック』について—」『エピステメー』Vol.4, No.1, 1978, 158頁)。
- 39) Foucault, *op.cit.*, p.210, 210頁
- 40) *ibid.*, p.211, 211頁
- 41) *ibid.*, pp.211-218, 211-216頁
- 42) そもそもフーコーの『監視と処罰』は、報復としての刑罰が18世紀末に予防・矯正としてのそれへと変わる際、市民へのinstructionとなる刑罰と、監獄という装置における規律・訓練とがせめぎあい—この両者をフーコーは、「処罰の都市 (cité punitive)」と「強制権を中心とする制度 (institution coercitive)」と対比させている—、後者が圧倒的になっていく歴史的展開過程を描きだしたものである。いったん制度へと閉じこめられた規律・訓練が再び社会へと一般化した「規律・訓練的社会」は、以前のinstrucionを旨とする「処罰の都市」と全く別物であることは明らかであろう。この点については、拙稿 (児美川佳代子) 「Educaitonの場としての学校—近代学校の性格規定についての試論—」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第21号 1995) 参照。
- 43) フーコーのポリス論を彼が用いた史料にまで降り立って詳細に分析したものとして、白水浩信「近代ポリス論における教育理念形成に関する歴史研究」(平成12-13年度科研費研究成果報告書 2002) がある。ラジノヴィツによれば、ポリスという用語は、18世紀初めにフランスからイギリスに入ってくるが、市民社会の自由を抑圧するものとして忌避され、治安判事を中心とした既存の秩序維持機能に取って代わるのではなく、それを補完するようなものとして、矮小化された形で受容されたに過ぎないという (Radzinowicz, L., *A History of English Criminal Law and its Administration from*

1750, vol.3, Steven & Sons, 1956, pp.1-8)。

44) Bentham, IPML, pp.198-200

45) この点については、パノプティコン原理を適用した勤労院を統括する全国慈善会社の構想で具体的に展開されている（前掲拙稿 2002参照）。

46) ベンサムのパノプティコンを「社会工学の実験モデル」と見る永井義雄は、次のように述べている。「その[パノプティコンによる管理の]対象を全社会構成員に置き換えれば、ここでの管理システムは、そのままベンサムの構想する近代国家のそれであったと言って良い」（永井義雄 前掲書 1989, 17-18頁）。対象を全社会構成員に置き換える試みが、全国慈善会社の構想であり、またクレストマティア学校構想であったと考える。クレストマティア学校が、近代国家形成と結びつくものであったことについては、拙稿「『クレストマティア』という目論見—国家の工作模型としての学校—」大人と子供の関係史研究会『大人と子供の関係史 第四論集』2001参照。

47) Bentham, TL, pp.57-58, 748頁